

令和6年度

第3回 八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会

協議事項

(協議第12号)

八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会協議事項 目次

協議番号	件 名	頁
協議第12号	八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会負担金に関する要綱について	2

協議第12号

八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会負担金に関する要綱について

(案)

八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会規約第18条第2項の規定に基づき、八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会負担金に関する要綱を次のとおり定める。

八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会負担金に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八重瀬町・与那原町学校給食センター協議会規約第18条第2項の規定に基づき、八重瀬町及び与那原町が負担すべき額(以下「負担金」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(負担金割合)

第2条 負担金の割合(以下「負担金割合」という。)は、費目項目ごとに別表のとおりとする。

(負担金の算定方法)

第3条 負担金は、費目項目ごとに計上された額に、前条の負担金割合(その率に小数点3位以下の端数があるときは、これを四捨五入した数値をもって)を乗じた額とし、その額に1円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入した額とする。

2 実給食数は、小中学校児童生徒数及び教職員数とし、当該年度の学校基本調査による数値で算出する。

3 前項に規定する当該年度の実給食数が確定するまでは、その前年度の実給食数を用いることとし、当該年度の実給食数が確定した後に、精算を行うものとする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるものの他、負担金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年12月10日から施行する。

別表

(1) イニシャルコスト

費用項目		負担金割合	
設計費	設計(基本・実施)	建築設計	均等割 20% 実給食数割 80%
		造成設計	均等割 20% 実給食数割 80%
	開発許可	開発許可申請	均等割 20% 実給食数割 80%
	工事監理	工事監理	均等割 20% 実給食数割 80%
		土木現場技術	均等割 20% 実給食数割 80%
		開発許可完了検査	均等割 20% 実給食数割 80%
本工事費	建築工事費	建築費	均等割 20% 実給食数割 80%
		電気設備費	均等割 20% 実給食数割 80%
		空調設備費	均等割 20% 実給食数割 80%
		機械設備費	均等割 20% 実給食数割 80%
		給水・排水処理施設	均等割 20% 実給食数割 80%
		浄化槽・その他	均等割 20% 実給食数割 80%
	土木工事	造成及び外構関連工事	均等割 20% 実給食数割 80%
上記設計工事費に係る委託費その他費用		均等割 20% 実給食数割 80%	
厨房設備工事費	什器類(事務で使用するもの)	均等割 20% 実給食数割 80%	
	什器類(直接給食提供に係るもの)・食器類	実給食数割	
車両購入費	15年リースで想定	均等割 20% 実給食数割 80%	
土地取得費	負担割合で持ち分登記する	均等割 20% 実給食数割 80%	
上記土地取得費に係る委託費その他費用		均等割 20% 実給食数割 80%	
上記以外のもの		協議による	

別表

(2) ランニングコスト

費用項目		具体例	負担金割合
運営費	人件費	給食センター調理・運営にかかる人件費	実給食数割
	保健衛生費	検便、健康診断等	実給食数割
	消耗品費	被服費、厨房内消耗品、その他消耗品等	実給食数割
	役務費	通信費、塵芥処理等	実給食数割
	事務費	各種手数料等	実給食数割
施設・設備維持管理費	修繕・保守点検費等	施設、厨房機器、設備、厨房備品等	均等割 20% 実給食数割 80%
施設費・施設整備費	施設の改修・設備の更新等	施設改修・設備更新やそれに伴う調査設計等の委託費など	均等割 20% 実給食数割 80%
光熱水費	光熱水費	電気、ガス、水道、A 重油等	実給食数割
保険料	保険料等		実給食数割
配送車両費	燃料費	配送の燃費	実給食数割
	車両修繕・更新		均等割 20% 実給食数割 80%
備品及び消耗品費	備品費	什器類(事務で使用するもの)	均等割 20% 実給食数割 80%
	消耗品費	什器類(直接給食提供に係るもの)・食器類	実給食数割
上記以外のもの			協議による

(3) その他

既存給食センターの解体費用	各町がそれぞれで負担
---------------	------------